

週休 2 日工事の実施要領の改定について (お知らせ)

令和 7 年 4 月

山口県農林水産部

(農村整備課・森林整備課)

建設業の担い手確保・育成に向けては、建設工事従事者の休日の確保や処遇改善を行うことが重要です。このたび、週休 2 日の実現に向けた取組を強化するため、以下のとおり、実施要領を改定することとしたので、お知らせします。

令和 7 年 4 月 1 日～

- ・発注方式を「**月単位**」の**発注者指定型**に変更します。
- ・新たに「**完全週休 2 日**」を導入し、達成した場合、工事成績評定点を加点します。

【詳細】

1 発注方法等

- ・現場作業を行う期間が 1 週間以上の全ての工事※において**発注者指定型**の「週休 2 日工事（現場閉所型または交替制）**月単位**」で発注する。
- ・契約後の受発注者協議により、月単位もしくは完全週休 2 日のどちらを実施するか決定する。

※応急復旧工事など、週休 2 日工事の実施が困難な工事は除く。

2 経費の補正方法

- ・発注時は、**月単位**の補正係数で各経費を補正したうえで予定価格を設定する。
- ・**完全週休 2 日**での達成が確認された場合でも、設計変更は行わない。

※月単位：連続する全ての 4 週間（28 日）において、4 週 8 休以上の休日を確保している状態

※完全週休 2 日：連続する全ての週において、土日の休日を確保している状態

3 工事成績評定

月単位での達成とともに、週休2日の推進に向けた積極的な取組※を行った場合や、完全週休2日で達成した場合に、工事成績評定の考査項目別運用表において評価する。

なお、月単位の達成を評価する今回の運用は令和7年度のための措置とする。

※取組事例：週休2日の達成状況を現場に掲示するなど、積極的に取り組んでいることをPRした／定期安全研修・訓練等においてパンフレットを配布する等、下請業者への週休2日の普及に努めた。 など

(詳細は <https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/127/23405.html>)

4 適用基準日

令和7年4月1日以降、入札公告又は指名通知する工事に適用する。

5 その他

詳細は、農村整備課ウェブサイトに掲載の「週休2日工事の実施要領（令和7年4月）」を参照。

(組織から探す > 農林水産部 > 農村整備課 > 【お知らせ】週休2日工事の実施要領の改正について)